

別表（第3条関係）

健康診査の区分	必須検査項目
問診	服薬歴、既往歴、生活習慣に関する項目及び自覚症状
計測	身長、体重、BMI及び血圧
診察	理学的所見（身体診察を含む。）
脂質	中性脂肪、HDL-Cコレステロール及びLDL-Cコレステロール
肝機能	血清アルブミン、AST（GOT）、ALT（GPT）及びγ-GT（γ-GTP）
血糖	ヘモグロビンA1c又は空腹時血糖
貧血	ヘマトクリット値、血色素量及び赤血球数
腎機能	クレアチニン
尿	尿糖、尿たんぱく及び尿潜血
心機能	心電図

備考

- 1 貧血に関し、空腹時血糖の判定については、食後を除き、随時血糖により血糖検査を行うことを可とする。この場合において、空腹時とは、絶食から10時間以上経過した状態とし、食直後とは食事開始時から3.5時間未満の経過とする。
- 2 心機能に関し、心電図の実施については、健康診査を受けた年度の健康診査結果等において、収縮期血圧が140mmHg以上若しくは拡張期血圧が90mmHg以上の者又は自覚症状若しくは他覚症状の有無の検査において不整脈が疑われる者であり、かつ、医師が必要と判断した場合に実施するものに限る。